

転居届に伴う手続き



次に該当する項目がある方は、市民窓口課での転居手続き終了後、各担当課で手続きをしてください。

★印の手続きは、市民窓口課の手続きが終了する前に担当課で手続きできます。

	対象となる方	手続き内容	必要書類	番号	受付窓口	手続き
国保	国民健康保険に加入の方	国民健康保険証の変更届、交換	○国民健康保険証(差替え要) ○本人確認書類 ○パスポート(外国籍の方) (○マイナンバーがわかるもの)	⑧	【国民健康保険課】 (発券機あり)	□
	国民健康保険の加入者がいる世帯に転居し、新たに世帯主となった方	加入者の国民健康保険証の交換 世帯主変更届 ※国民健康保険税の納税義務者が変更となります。	○加入者の国民健康保険証(差替え要) ○本人確認書類 ○パスポート(外国籍の方) (○マイナンバーがわかるもの) ※手続きは後日でもできます。			
子ども	中学生以下のお子様がいる世帯で 電話番号を変更した方、お子様と別居になる方 (公務員の方は職場で手続きをしてください。)	★児童手当の連絡先の変更 ・別居監護の申立		③	【子ども政策課】 (発券機あり)	□
	高校生以下のお子様がいる世帯で マル福を受給されている方	マル福受給者証の住所変更	○マル福受給者証 (新住所の受給者証と差替えします)	④	【医療年金課】 (発券機あり)	□
	市立小・中学校、義務教育学校に就学中で、 学区が変更になるお子様がいる世帯	市立小・中学校、義務教育学校の手続き (学区外就学または転校の手続き)	○印鑑	4F	【学務課】 ※木曜延長窓口以外では、原則当日に手続きをしてください。	□
ひとり親世帯	高校生以下のお子様がいるひとり親世帯で 児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当の住所変更		③	【子ども政策課】 (発券機あり)	□
	中学生以下のお子様がいるひとり親世帯で ひとり親家庭児童福祉金を受給している方	ひとり親家庭児童福祉金の住所変更				
	高校生以下のお子様がいるひとり親世帯で マル福を受給されている方	マル福受給者証の住所変更	○マル福受給者証(新住所の受給者証と差替えします)	④	【医療年金課】 (発券機あり)	□
高齢	要介護・要支援の認定を受けている方	介護保険証の住所変更	○介護保険証 ○負担割合証 ○負担限度額認定証(お持ちの方のみ)	⑫	【介護保険課】 (発券機あり)	□
	要介護・要支援の認定を受けていない方		○介護保険証			
妊娠	妊娠中の方で マル福を受給されている方	マル福受給者証の住所変更	○マル福受給者証 (新住所の受給者証と差替えします)	④	【医療年金課】 (発券機あり)	□
障害	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・各種受給者証等をお持ちの方	各種手帳の住所変更	○各種手帳 ○印鑑 ○マイナンバーがわかるもの	2F ④	【障害福祉課】 (発券機あり)	□
	・特別児童扶養手当 ・つくば市在宅障害児福祉手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・経過的福祉手当を受給中の方 ※支給停止者を含む	各種手当の住所変更	○各種手帳 ○印鑑 ※特別児童扶養手当受給資格者は、証書、住民票謄本もご持参ください。児童と別居の場合は別途必要書類があります。			
	障害福祉サービス受給者証・障害児通所支援受給者証をお持ちの方	各種福祉サービスの受給者証の住所変更	○各種福祉サービス受給者証 ○印鑑 (○マイナンバーがわかるもの) ※転居後なるべく早く申請してください			
	各種手帳をお持ちの方で マル福受給者証をお持ちの方	マル福受給者証の住所変更	○マル福受給者証 (新住所の受給者証と差替えします)	④	【医療年金課】 (発券機あり)	□
原付バイク	原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの方で、 定置場が変わる方	原付バイク等	○印鑑 ○標識交付証明書 ○本人確認書類	2F ⑬	【市民税課】 (発券機あり)	□
税金	税の納税について相談される方	納税相談		2F ⑭	【納税課】	□
水道	上下水道を使用する方 上下水道の使用をやめる方	上下水道使用開始届 上下水道使用中止届		⑲	【水道お客さまセンター】 お電話・インターネット(いばらき電子申請・届出サービス)でも手続きできます。	□
ペット	犬を飼っている方	犬の住所地変更	○つくば市で発行された鑑札 ※お持ちでない場合は環境保全課窓口でお申出ください	4F	【環境保全課】	□

後期高齢者医療保険

手続きは必要ありません。約1週間後に新しい保険証等を郵送します。

パスポート

手続きは必要ありません。御自身で最終ページの所持人記入欄を訂正してお使いください。

印鑑登録

手続きは必要ありません。現在お持ちの印鑑登録証のカードをお使いください。

マイナンバーカード

各カードについて住所変更の手続きをしてください。手続きは市民窓口課⑬⑭または各窓口センターで平日のみ行えます。

種類	期限	必要なもの	手続きできる人
マイナンバーカード (個人番号カード)	転居届をした日から14日以内	・マイナンバーカード ・暗証番号(数字4桁)、本人確認書類	カード所有者または同一世帯員
住民基本台帳カード		・住民基本台帳カード ・暗証番号(数字4桁)、本人確認書類	※暗証番号の再設定が必要な場合や、署名用電子証明書(e-taxで使用)の住所変更の場合は、カード所有者のみが手続きできます。マイナンバーのカードのみ、署名用電子証明書は発行可能です。

つくば市内で引っ越しされた方へ 住み始めてから

「14日以内」に届出してください。

転居

【届出に必要なもの】

日本人

- 本人確認書類
- (お持ちの方は)マイナンバーカード、住民基本台帳カード(全員分)

外国人住民の方

- 在留カードまたは特別永住者証明書(全員分)
- (お持ちの方は)マイナンバーカード、住民基本台帳カード(全員分)

代理人の方

- 代理人の本人確認をします。
- 手続きができるかどうか、関係や委任状等により確認します。

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



住民基本台帳カードB

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証・学生証
- ・年金手帳
- ・診察券
- ・キャッシュカード
- ・クレジットカード等

お問合せ先

つくば市役所 市民窓口課

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL(代表)029-883-1111
ホームページ <https://www.city.tsukuba.lg.jp/>



つくば市イメージキャラクター
フクン船長

QRコードを読み取っていただくと混雑状況を確認できます



休日開庁・木曜延長窓口業務について

【実施場所】つくば市役所 本庁舎1階 ㊟休日対応窓口

木曜

17時15分～20時

(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

- 証明書の発行(住民票の写し、戸籍謄抄本等、印鑑登録証明書等)
- 印鑑登録
- 住所異動(転入・転居・転出等)※外国人住民の住所異動届は実施しておりません。
- ※税証明書発行、国民健康保険等福祉関係の手続きはできません。

土曜・日曜

8時30分～17時15分

(12月29日～1月3日を除く)

- 証明書の発行(住民票の写し、戸籍謄抄本等、印鑑登録証明書等)
- パスポート交付(8時30分～17時)※申請はできません。
- マイナンバーカードの交付(完全予約制)
- 税関係証明書の発行※証明の種類によって発行できないものがあります。
- 市税の収納業務※事前連絡が必要になることがあります。

窓口センター・出張所のご案内

窓口センター

【開庁時間】 平日8時30分～17時15分
※休日開庁・木曜延長窓口は実施しておりません。

【業務内容】

- 証明書の発行
- 印鑑登録
- 住所異動(転入・転居・転出等)
- 福祉関係業務等※一部扱っていない業務もあります。

出張所

【開庁時間】 平日8時30分～17時15分
※休日開庁・木曜延長窓口は実施しておりません。

【業務内容】

- 証明書の発行のみ
(住民票の写し、戸籍謄抄本等、印鑑登録証明書)

筑波窓口センター	北条5060番地 市民ホールつくばね内	883-1405
大穂窓口センター	筑穂1丁目10番地4 大穂庁舎内	883-1402
豊里窓口センター	高野1197番地20 豊里保健センター内	883-1403
桜窓口センター	流星台61番地1 桜歴史民俗資料館内	883-1404
谷田部窓口センター	谷田部4711番地 市民ホールやたべ内	883-1401
荃崎窓口センター	小荃320番地 荃崎保健センター内	883-1406

吉沼出張所	吉沼790番地 吉沼交流センター内	865-0503
栄出張所	松塚1036番地2 桜交流センター内	857-3311
竹園出張所	竹園3丁目19番地2 竹園交流センター内	851-3085
並木出張所	並木4丁目2番地1 並木交流センター内	851-3084
広岡出張所	下広岡410番地167 広岡交流センター内	857-3678

住民票の請求や転出届は郵送やスマホでも手続きできます。
※スマホを使っての手続きには署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードや専用アプリのダウンロードなどが必要となります。